

指定特定介護予防福祉用具販売事業運営規程

(事業の目的)

第1条 東西しらかわ農業協同組合が開設する指定特定介護予防福祉用具販売事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要支援の状態にある高齢者に、適正な指定特定介護予防福祉用具の提供を行うことにより、要支援の状態にある高齢者が安心して日常生活が営まれることを事業の目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスに努める。
- 2 要支援の状態にある高齢者に対して、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東西しらかわ農業協同組合 いきいき福祉センター
- (2) 所在地 福島県東白川郡棚倉町大字流字中豊88番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に配置する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
 - ① 専らその職務に従事する常勤の管理者を1名配置する。なお、本事業所の他の職務と兼務することができる。また、同一敷地内にある他の職務と兼務することができる。
 - ② 管理者は本規程の目的及び運営方針を達成するため、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行う。
- (2) 専門相談員
 - ① 専ら特定介護予防福祉用具を販売する専門相談員を常勤換算で2名以上配置する。なお、本事業の他、併せて指定福祉用具貸与事業、指定介護予防福祉用具貸与事業及び指定特定福祉用具販売事業を一体的に運営する場合は、その職務を兼務することができる。
 - ② 専門相談員は、介護福祉士、福祉用具専門相談員等法令に定める資格を有する者とする。
 - ③ 専門相談員は、特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整などの専門的な援助を行う。

(設備及び備品等)

第5条 事業の運営を行うために必要な広さの専門区画を設けるほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備える。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。但し、管理者が必要と認めた場合は、営業日・営業時間、及び休業日・休業時間を変更することができる。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、祝祭日および12月31日～1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売に関する相談・助言・情報提供
- (2) 特定介護予防福祉用具の搬入・据付・調整・搬出
- (3) 特定介護予防福祉用具の取扱説明

(販売費用の額及びその他の費用の額)

第8条 指定特定介護予防福祉用具販売を提供する際の販売費用の額は、提示するカタログ等の額とする。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売を提供する際のその他の費用は次に掲げる費用を利用者から支払いを受けることができる。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、それに要した交通費。この交通費は自動車を使用した場合、実施地域の境界より1kmあたり35円を乗じた額とする。
 - (2) 特定介護予防福祉用具の搬入に際し、利用者に了解を得て、特別な措置を行なったときは、それに要した費用の額
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を文書で得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、白河市、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、浅川町とする。

(取扱種目)

第10条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたり取り扱う種目は、次に掲げる各号の種目とする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分
- 2 利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特介護予防福祉用具を取り扱えるよう努める。

(提供方法)

第11条 専門相談員は、利用者および介護予防サービス計画に基づき、特定介護予防福祉用具の選定の援助を行う。

- 2 専門相談員は、介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されているか確認する。また、必要な場合は、介護支援専門員と調整をはかる。
- 3 介護予防サービス事業者、関係市町村等との打ち合わせ調整を行う。
- 4 販売した特定介護予防福祉用具の使用状況確認を、電話又は訪問において行う。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書で得る。

(提供拒否の禁止)

第13条 正当な理由なく指定特定介護予防福祉用具販売の提供を拒むことはできない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通常の事業の実施地域及び取り扱う指定介護予防福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防福祉用具を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第15条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮して、指定特定介護予防福祉用具販売を提供するよう努める。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第16条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行なう。

- 2 介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(介護予防支援事業者等との連携)

第18条 指定特定介護予防福祉用具販売を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行なうとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第19条 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定介護予防福祉用具販売を提供する。

(指定特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第20条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定特定介護予防福祉用具販売計画（個別援助計画書）を作成するものとする。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売計画（個別援助計画書）の提供に際し、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売計画（個別援助計画書）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売計画（個別援助計画書）の作成した際には、指定特定介護予防福祉用具

販売計画（個別援助計画書）を利用者に交付するものとする。

- 5 専門相談員は、それぞれの利用者について指定特定介護予防福祉用具販売計画（個別援助計画書）の実施状況の把握をし、必要に応じて指定特定介護予防福祉用具販売計画（個別援助計画書）の変更を行うものとする。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第21条 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

（身分を証する書類の携行）

第22条 従業者等に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

（サービスの提供の記録）

第23条 指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

（保険給付の申請に必要な書類等の交付）

第24条 指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付する。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- (2) 提供した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定介護予防福祉用具の概要

（基本的な取扱方針）

第25条 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 提供した指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たる。
- 4 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努める。

（具体的な取扱方針）

第26条 専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の具体的な取扱方針は、次に掲げる。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を文書で得る。
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を

記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

- (4) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる。
- (5) 介護予防サービス計画が作成されていない場合は介護保険法施行規則第90条第1項第3号に規定する介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る特定介護予防福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 指定特定介護予防福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定特定介護予防福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(研修の機会の確保)

第28条 専門相談員の資質の向上のために、特定介護予防福祉用具に関する適切な研修の機会を確保する。

(勤務体制の確保等)

第29条 利用者に対し適切な指定特定介護予防福祉用具販売を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 事業所の従業者によって指定特定介護予防福祉用具販売を提供する。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

(衛生管理等)

第30条 従業員等の清潔の保持及び健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年1回健康診断を受けさせる。

- 2 従業員等は、サービス実施前に健康状態等が優れない場合は管理者等に報告し、サービスに従事することの可否について判断を仰ぐ。
- 3 事業所は、設備又は備品等について、衛生的な管理に努める。

(掲示及び目録の備え付け・開示)

第31条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 利用者の特定介護予防福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う特定介護予防福祉用具の品目及び品名ごとの販売費用の額その他必要事項が記載された目録を備えおく。
- 3 事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

(秘密保持等)

第32条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広 告)

第33条 事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものにならないよう十分配慮して行う。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第34条 介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対してサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を行わない。

(苦 情 処 理)

第35条 提供した指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受付けた場合には、内容等を記録する。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第36条 利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

- 2 利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第37条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第38条 事業者は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

(会計の区分)

第39条 事業の会計は、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第40条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定介護予防福祉用具販売計画書（個別援助計画書）
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（そ の 他）

第41条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は組合長が定める。

（規程の改廃）

第42条 本規程の改廃は、理事会による。

附則

本規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成19年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成19年9月1日から施行する。

この規程の変更は、平成24年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成24年11月1日から施行する。

この規程の変更は、平成25年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成29年12月18日から施行する。

この規程の改正は、令和3年5月1日から施行する。

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

この規程の変更は、令和6年5月29日から施行する。